

青森県報

令和七年
十二月五日
(金曜日)
第千一号

目 次

告 示

- 特定行為業務の登録
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退
- 道路の供用の開始

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

(会計管理課) : 二

監査委員

- 監査結果に対する措置の公表

(事務局) : 二

収用委員会

(監理課) : 六

告 示

青森県告示第五百八十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係方面は、告示の日から令和八年一月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係方面は、告示の日から令和八年一月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第五百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年十二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定期限
広瀬矯正歯科クリニック	弘前市大字代官町四一甘栄堂ビル三F	令和二年三月三日
サカエ薬局西北	五所川原市字川端町一一の八	令和二年三月三日

青森県告示第五百八十七号

令和七年十二月五日
青森県知事 宮 下 宗一郎

番 登 号	登 錄 年 月 日	名 氏名又は称	住 所	事 業 所	予 業 務 開 始 日	備 考
〇二〇〇三 三〇六	令和二年三月三日	福祉が課い	（障） （道） （理）	株式会社 ひつじ雲	弘前市大 一丁目八丘 弘前市大 一丁目八丘 弘前市大 一丁目八丘	令和二年三月三日
〇二〇〇四 三〇七	令和二年三月三日	ひつじ雲護	（訪）	（訪）	（訪）	（訪）
〇二〇〇五 三〇八	令和二年三月三日	の一字弘前 一丁目八丘 の一字弘前 一丁目八丘 の一字弘前 一丁目八丘	（住） （名） （事） （業） （所） （地）	（住） （名） （事） （業） （所） （地）	（年） （月） （日） （年） （月） （日）	（予） （業） （務） （開） （始） （備） （考）

令和七年十二月五日

青森県知事 宮下宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道十和田三戸	十和田市元町西一丁目五の一から十和田市稻生町一の二三三まで	令和七・二・六

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十二月五日

青森県知事 宮下宗一郎

令和七年十二月五日

監査委員

青森県監査委員告示第七号

令和七年九月十六日付け青森県報第九百六十六号で公表した監査の結果について、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十四項の規定に基づき、
青森県知事及び青森県病院事業管理者から措置を講じた旨の通知があつたので、同項
の規定により公表する。

- 八 入札の公告を行つた日
令和七年十月一日

埼玉県さいたま市見沼区卸町二丁目六の一五

六 落札金額

七千七百十九万三千六百円

- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされないと判断
した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有
効な入札を行つた者を落札者としたものである。

一 物品等の名称及び数量	次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）
二 災害備蓄用毛布	一万四千六百二十枚
三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	青森県出納局会計管理課
四 青森市長島一丁目一の一	青森市長島一丁目一の一
五 契約の方法	一般競争入札
六 落札者を決定した日	令和七年十一月十二日
七 落札者の名称及び住所	株式会社サイボウ

監査機関名	監査結果	措置の内容
財産管理課	令和7年5月31日現在、財産収入及び譲受入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること	債務者の分納計画に基づき毎月支払いを求めるとともに、引き続き債権管理を適切に行い、収入未済額の縮減に努めていく。

		期限までに使用者において未済額の縮減がある努力で明渡請求を提起していること。
青森県立中央病院	費用及び負債額をお誤りで、いるもののがあることを努めること。	会計処理に誤りがないよう定期的に会計帳簿の確認等を徹底して、適正な事務の執行に努める。
都市計画課(青森県下水道事業公団)	当年度は、純利益を計上した損金がとそこなつて、いるので、めること。	令和5年度から、公営企業会計に精通した公認会計士解消方法に余る方7人で、負担を解消するため、毎年、検討を行っており欠損金を解消していく。
		以上、の取組みをもつていても収困難な滞納家賃等の不納(令和4年6月30日分)を家賃を支払うとしている。他の木工機械による催促を粘り強く行い、収入未済を強めていく。

		支払手續が不適切な事務の執行に努めること。
	令和7年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の未済額があるためその縮減に努めること。	令和7年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の未済額があるためその縮減に努めること。
	物品の管理が適切に行われていないもので、正なる事務の執行に努めること。	過年度医業未収金の縮減に向けて、訪問微収や迅速な支払強化を実施する。また、マイナ保険証高額療養費制度を積極的に周知し、図る。管理者の厳正な使用に努める。
	当年度は、純損失が生じている。	タクシーチケットを職員以外の者が使用を要することを防止する。また、職員が使用する際の実費を算定する。管理者の厳正な使用に努める。
	1 収支改善に取り組む。 2 収入の増加 3 費用を提言 4 体質の強化 5 手術件数による単価 6 入院率の確保による単価等	収支改善に向け、次に掲げる対策に取り組む。 診療報酬算の取得、入院率の確保による単価等 各診療科へヒアリングを実施し、上で業務改善を提言 費用抑制による診療材料の節減、人件費による時間外勤務の縮減
青森県立つくしが丘病院	令和7年3月31日	初期段階から継続的に文書や

元

現在収入、過去年度においてあるの縮減に努めること。

当年度は、純損失額が44,698,919円となつてゐるので、その解消に努めること。

急性期治療病棟をはじめとした病床の効率的な運用や新規患者の獲得などによる診療収入の増収を図ることとともに、診療料の増加費の一部を節減を進め、組合の収支改善に取り組む。

收用委員會

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和七年十二月五日

青森県収用委員会会長 猪原健

- 一 送達すべき書類の名称
令和七年十一月二十五日付け裁決書（青収委第二十八号）

二 送達を受けるべき者

三 別表のとおり

四 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもそ
の交付を受けることができます。

その他

氏名	住所
今 文仁	住居所不明 ただし、住民票上の住所 岐阜県恵那市大井町2087番地170 ビ レッジハウス恵那2号棟208号
菊地原 マスク	住居所不明 昭和45年2月13日アメリカ合衆国の国籍取得
中村 桂貴	住居所不明 ただし、住民票上の住所 東京都大田区大森西一丁目3番22号 サ ニーハイツオオモリ105号室

(發行所・發行人) 青森市長島二丁目一番一號	(印刷所・販売人) 青森市第三問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日發行
定価小口一枚二付二十一円七十錢		